

平成31年

第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 平成31年2月1日（金）  
開会10時00分 閉会10時57分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 報告

- (1) 教育費予算に対する意見の申出について（平成31年度暫定予算）
- (2) 条例の提案に対する意見の申出について
  - ・福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - ・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
  - ・福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例
  - ・附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
  - ・福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

### 2 議事

- ・第3号議案 平成30年度福岡県教育文化表彰について
- ・第4号議案 県立特別支援学校設置計画について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

### 2 欠席者

なし

### 3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、  
総務企画課長 日高公德、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、  
施設課長 池松峰男、特別支援教育課長 井手優二、社会教育課長 谷本理佐 外

### 4 傍聴者等数

1名

### 5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第3回の教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認いたします。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

< 宮本委員が挙手 >

【宮本委員】

はい。第3号議案は個人及び団体の顕彰に関する案件であるため非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

宮本委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手 >

【城戸教育長】

賛成全員でございましたので、第3号議案につきましては非公開とします。

他に非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公开发議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（1）、報告（2）及び第4号議案を審議した後、非公開にて第3号議案を審議することといたします。

それでは、報告（1）「教育費予算に対する意見の申出について」を石橋財務課長お願いします。

## ○報告（1） 教育費予算に対する意見の申出について

【石橋財務課長】

お手許の資料を御覧ください。2月6日開会の県議会に提案いたします教育費予算に対する意見の申出について、御報告を行うとともに承認をお願いするものでござい

ます。内容につきましては、1月21日の教育委員会委員協議会で御説明したとおりとなっております。

<石橋財務課長が資料に沿って説明>

【石橋財務課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

【城戸教育長】

御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件に関しては承認します。

続きまして、報告（2）「条例の提案に対する意見の申出について」の1つめ「福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を石橋財務課長お願いします。

### ○報告（2） - 1 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【石橋財務課長】

同じく2月6日の県議会に提案されます、教育委員会に関する条例の提案に対する意見の申出について御報告を行いますとともに、承認をお願いするものでございます。内容につきましては、1月21日の教育委員会委員協議会で御説明をしたとおり、福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

<石橋財務課長が資料に沿って説明>

【石橋財務課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

【宮本委員】

部活動について、休業日の3時間のみ特殊勤務手当が支給されて、平日の2時間には全く支給されないのですか。

【石橋財務課長】

平日は支給されません。支給されるのは休業日の部活動のみです。

【城戸教育長】

平成30年第22回教育委員会会議で御説明をいたしましたとおり、県の部活動の方針としては子ども達の健康を念頭においているものでございますが、今回は職員の働き方改革の面からも後押ししていこうというものでございます。

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については承認します。

続きまして、報告(2)の2つめ「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を松永教職員課長お願いします。

## ○報告(2) - 2 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

【松永教職員課長】

定数条例について御説明いたします。

<松永教職員課長が資料に沿って説明>

【松永教職員課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いたします。

【城戸教育長】

それでは、この案件につきまして御意見や御質問がございましたらお願いたします。

【宮本委員】

「2 改正の概要」の「県立中・高等・中等教育学校」の定数は64名の減となっておりますが、県立学校の定年退職者の見込みはどのようになっているのですか。

【松永教職員課長】

今年度の県立学校における定年退職者の見込みは218名となっております。新規採用や再任用の人員により調整しながら次年度の定数を埋めていくということになります。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については承認します。

続きまして、報告(2)の3つめ「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例」を谷本社会教育課長お願いします。

### ○報告(2) - 3 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例

【谷本社会教育課長】

条例の提案に対する意見の申出について御説明いたします。

< 谷本社会教育課長が資料に沿って説明 >

【谷本社会教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【城戸教育長】

この案件につきまして、御意見や御質問をお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については承認します。

続きまして、報告（２）の４つめ「附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例」を日高総務企画課長お願いします。

#### **○報告（２） - ４ 附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例**

【日高総務企画課長】

それでは、附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の提案に対する意見の申出について御説明させていただきます。

＜日高総務企画課長が資料に沿って説明＞

【日高総務企画課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【城戸教育長】

この案件につきまして、御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

福岡県学校給食審議会を廃止されるということですが、この審議会が今まで担ってきた役割とはどういったものなのでしょうか。また、廃止に際して別の機関に移ることになるのですか。

【小西体育スポーツ健康課課長補佐】

学校給食審議会については、学校給食の企画・運営を行うとともに、学校給食の指導方針または重要事項を定めるという役割を担ってまいりましたが、現状、小学校や中学校における学校給食については順調に運営されていることから、諮問、答申を行う審議会の形をとる必要はないと考え、廃止することとしております。

【日高総務企画課長】

なお、今後、学校給食に係ることで審議の必要がある場合には、新たに設置します審議会において審議の対象といたします。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については承認します。

続いて、報告（２）の５つめ「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を日高総務企画課長お願いします。

### ○報告（２） - ５ 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【日高総務企画課長】

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案に対する意見の申出について御説明させていただきます。

<日高総務企画課長が資料に沿って説明>

【日高総務企画課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。この案件につきまして、御意見や御質問をお願いいたします。

【清家委員】

時間外労働に関する改正ということですが、これまではどのようになっていたのですか。

【日高総務企画課長】

これまでは、時間外労働の上限は特に定めておりませんでした。今回、労働基準法の改正の趣旨を踏まえ、時間外労働の上限を定めるとともに、その上限を守っていくというものでございます。

【宮本委員】

時間外勤務の上限は国の指針を踏まえて定めるのですか。



【日高総務企画課長】

具体的な上限については人事委員会規則で定めることとなるかと思いますが、労働基準法上の上限が一つの指針になるかと思いますが。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については承認します。

続いて、第4号議案「県立特別支援学校設置計画について」を井手特別支援教育課長お願いします。

#### ○第4号議案 県立特別支援学校設置計画について

【井手特別支援教育課長】

県立特別支援学校設置計画について御説明いたします。

<井手特別支援教育課長が資料に沿って説明>

【井手特別支援教育課長】

本日、この設置計画案を議決いただけましたら、速やかにマスコミへの情報提供やホームページへの掲載を行い、各市町村教育委員会や関係機関に文書で通知するほか、福岡教育事務所など5箇所で開催計画の説明会を実施し、市町村教育委員会や保護者・教職員、その他関係者の理解促進と県民への情報提供を図ってまいります。また、来年度から新設校の基本設計等に着手し、計画の実現に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【城戸教育長】

この案件につきまして、御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

「宗像特別支援学校（仮称）」と「早良特別支援学校（仮称）」については、福岡教育大学や早良高等学校の敷地に新設することですが、敷地に余裕があったのですか。

**【井手特別支援教育課長】**

福岡教育大学については、1万8,000㎡の土地を確保できる見込みでございます。また、早良高等学校については敷地が9万2,000㎡と、県立高等学校の中でも上位の敷地面積となっております。そのうち1万6,000㎡を新設校に充てるようにしたいと考え、検討を進めているところです。

**【清家委員】**

私のクリニックでは、介護職員や特別支援学校の教職員の受診が非常に増えており、かなりハードな職種であると思っておりますので、職員のメディカルチェックをお願いしたいと思います。

**【井手特別支援教育課長】**

はい、承知しました。

**【久保田委員】**

今回の3校について幼稚部設置の要望などはなかったのでしょうか。

**【井手特別支援教育課長】**

幼稚部についての要望はございません。また、現状としても幼稚部の希望者が大きく増えているということもございませんので、今回の計画ではニーズが非常に高まっている知的障がいと肢体不自由の小・中学部と高等部の児童生徒への対応を行うというものでございます。

幼稚部は小・中学部と異なり義務教育ではございませんので、特別支援学校の幼稚部に行くかどうかは各家庭での判断となります。また、障がいのある幼児に対しては「教育」という面のほかに、「療育」という治療の面を含めた福祉サービスが充実しておりますので、現状では特別支援学校の幼稚部を希望される方は多くないものでございます。

**【城戸教育長】**

特別支援学校以外のサービスが充実しているため、ニーズが少ないということです。他にはございませんでしょうか。

< な し >

**【城戸教育長】**

特にないようですので、本議案については可決します。

それでは、次の審議に移りたいと思います。

<公開での審議は以上となり、非公開審議へと移った>

(10 : 37)

**○第3号議案 平成30年度福岡県教育文化表彰について**

平成30年度福岡県教育文化表彰に係る受賞候補者について、審議の結果、原案どおり可決した。

(10 : 57)